

## 令和 2 年度環境省政策評価実施計画（案）

令和 2 年 月 日  
環 境 省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定及び「環境省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、環境省の行う事後評価に関する実施計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

#### 2 計画期間において事後評価の対象とする政策

法第7条第2項第1号に規定する政策評価は、環境省が行う主要な政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する施策に含まれる目標のまとまりを単位として実施する。

具体的には、別添の「環境省施策体系」に掲げる「施策と各施策に含まれる目標」とし、令和元年度に実施した施策に対する評価を行う。

租税特別措置等に係る政策については、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

#### 3 事後評価の方法等

##### (1) 評価方式

実績評価方式による評価を基本として実施する。

##### (2) 評価の実施方法等

実績評価方式による評価においては、評価対象の施策に含まれる目標毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

- ① 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙1の様式による事前分析表を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価室の定める期日までに提出する。
- ② 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙2の様式による事後評価書を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価室の定める期日までに政策評価室に提出する。
- ③ 企画評価・政策プロモーション室は、提出された各評価書等について各施策を実施する部局の総括課と連絡調整を図り、必要であればヒアリングを行い、政策評価書（事後評価）（案）を作成する。
- ④ 企画評価・政策プロモーション室は、政策評価書（事後評価）（案）に対し、政策評価委員会の意見を求め、原則として8月末を目途に令和元年度環境省政策評価書（事後評価）を作成、公表し国民からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局で適切に活用するものとする。
- ⑤ 評価の結果は、令和3年度の重点施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

政策評価室は、評価結果の政策への反映について、必要に応じて施策の関係課室等に対して意見を述べる。

環境省施策体系(令和2年度)

施策体系		
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称	
環境省の使命	1.地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</li> <li>1-2. 世界全体での抜本的な排出削減への貢献</li> <li>1-3. 気候変動の影響への適応策の推進</li> </ul>
	2.地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1. オゾン層の保護・回復</li> <li>2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力</li> <li>2-3. 地球環境保全に関する調査研究</li> </ul>
	3.大気・水・土壌環境等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1. 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)</li> <li>3-2. 大気生活環境の保全</li> <li>3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)</li> <li>3-4. 土壌環境の保全</li> <li>3-5. ダイオキシン類・農薬対策</li> <li>3-6. 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)</li> </ul>
	4.廃棄物・リサイクル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築</li> <li>4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進</li> <li>4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</li> <li>4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</li> <li>4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等</li> <li>4-6. 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理</li> <li>4-7. 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)</li> <li>4-8. 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策</li> <li>4-9. 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)</li> </ul>
	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1. 基盤的施策の実施及び国際的取組</li> <li>5-2. 自然環境の保全・再生</li> <li>5-3. 野生生物の保護管理</li> <li>5-4. 動物の愛護及び管理</li> <li>5-5. 自然とのふれあいの推進</li> <li>5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)</li> <li>5-7. 国際観光資源の整備</li> </ul>
	6.化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>6-1. 環境リスクの評価</li> <li>6-2. 環境リスクの管理</li> <li>6-3. 国際協調による取組</li> <li>6-4. 国内における毒ガス弾等対策</li> </ul>
	7.環境保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>7-1. 公害健康被害対策(補償・予防)</li> <li>7-2. 水俣病対策</li> <li>7-3. 石綿健康被害救済対策</li> <li>7-4. 環境保健に関する調査研究</li> </ul>
	8.環境・経済・社会の統合的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>8-1. 経済のグリーン化の推進</li> <li>8-2. 環境に配慮した地域づくりの推進</li> <li>8-3. 環境パートナーシップの形成</li> <li>8-4. 環境教育・環境学習の推進</li> </ul>
	9.環境政策の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-1. 環境基本計画の効果的実施</li> <li>9-2. 環境アセスメント制度の適切な運用と改善</li> <li>9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発</li> <li>9-4. 環境情報の整備と提供・広報の充実</li> </ul>
	10.放射性物質による環境の汚染への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-1. 放射性物質により汚染された廃棄物の処理</li> <li>10-2. 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等</li> <li>10-3. 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策</li> </ul>

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標〇ー〇 □□な△△の向上				担当部局名	〇〇局〇〇課	作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 〇〇〇〇				
施策の概要	〇〇を推進する				政策体系上の位置付け	〇〇の形成を通じ△△の構築						
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現				目標設定の考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている	政策評価実施予定時期	平成〇年〇月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		R2年度
〇〇調査における△△率 1 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	26年度	70%	30年度	-	〇%	〇%	〇%	70%	-	-	・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□%にすることとされているため
□□適合基準率 2 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	26年度	90%	36年度	-	-	-	-	-	-	83%	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					施策の進捗状況(実績)							
〇〇〇事業計画の推進 3 (※5か年計画の場合の記入例)	計画対象事業の制度の拡充	26年度	〇〇事業計画の完了	30年度	-	〇〇〇事業計画策定	対象事業選定洗い出し	事業の進捗を管理するための計画の策定	〇〇事業計画の実施促進	〇〇事業計画の完了	-	・□□における第〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
〇〇〇法の改正作業 4 (※単年度の目標設定の場合の記入例)	改正法案を次期通常国会に提出	〇〇年度	・〇〇大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定めているため									
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	28年度	29年度	30年度	31年度								
〇〇事業 (1) (平成〇年度)(関連:26-①)	… (…)	… (…)	…	…	1	・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)	0001					
〇〇事業 (2) (平成〇年度)	… (…)	… (…)	…	…	2	・～に対する支援として、〇〇を実施 ・〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる ・〇〇面積:〇㎡(〇〇の利用者:〇人)	0002					
〇〇に関する租税特別措置 (平成〇年度)	-	-	-	-	1	……	……					
××規制の適切な運用 (平成〇年度)	-	-	-	-	2	……	……					
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-〇)

施策名						
施策の概要						
達成すべき目標						
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)			(※記入は任意)	
執行額(百万円)			(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値	達成
		〇年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	〇年度	
		年度ごとの目標値							
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		〇年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	〇年度	
		年度ごとの目標							
	指標C		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
								〇年度	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ----- (判断根拠)	各行政機関共通の5段階区分を記入  測定指標の結果に基づき、上記区分とした判断根拠を記入
	施策の分析	以下の事項について、記入するよう努める ・施策そのものの問題点 ・達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているか ・外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	以下の事項について、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、施策、測定指標ごとに記入 ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し ・新たな目標の在り方 その外、今後の施策への反映の方向性を記入

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	--------------------	----------

## 年度別評価実施計画（案）

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）及び従来の評価実施計画の考え方を踏まえ、環境省施策体系において評価を実施する年度を下記のとおり計画的に実施することとする。

施策名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	(参考) 令和3年度
1. 地球温暖化対策の推進	○	○	○	○	○	○
2. 地球環境の保全	○			○		
3. 大気・水・土壌環境等の保全		○		○		○
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	○		○		○	
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		○		○		○
6. 化学物質対策の推進	○		○		○	
7. 環境保健対策の推進			○			○
8. 環境・経済・社会の統合的向上		○		○		○
9. 環境政策の基盤整備		○			○	
10. 放射性物質による環境の汚染への対処	○	○	○	○	○	○
評価施策数	5	6	5	6	5	6

## （評価の対象）

「○」を付した年度は、通常の評価を行う年度。

空欄となっている年度は、モニタリング評価を行う年度。

## （年度別評価実施計画の考え方）

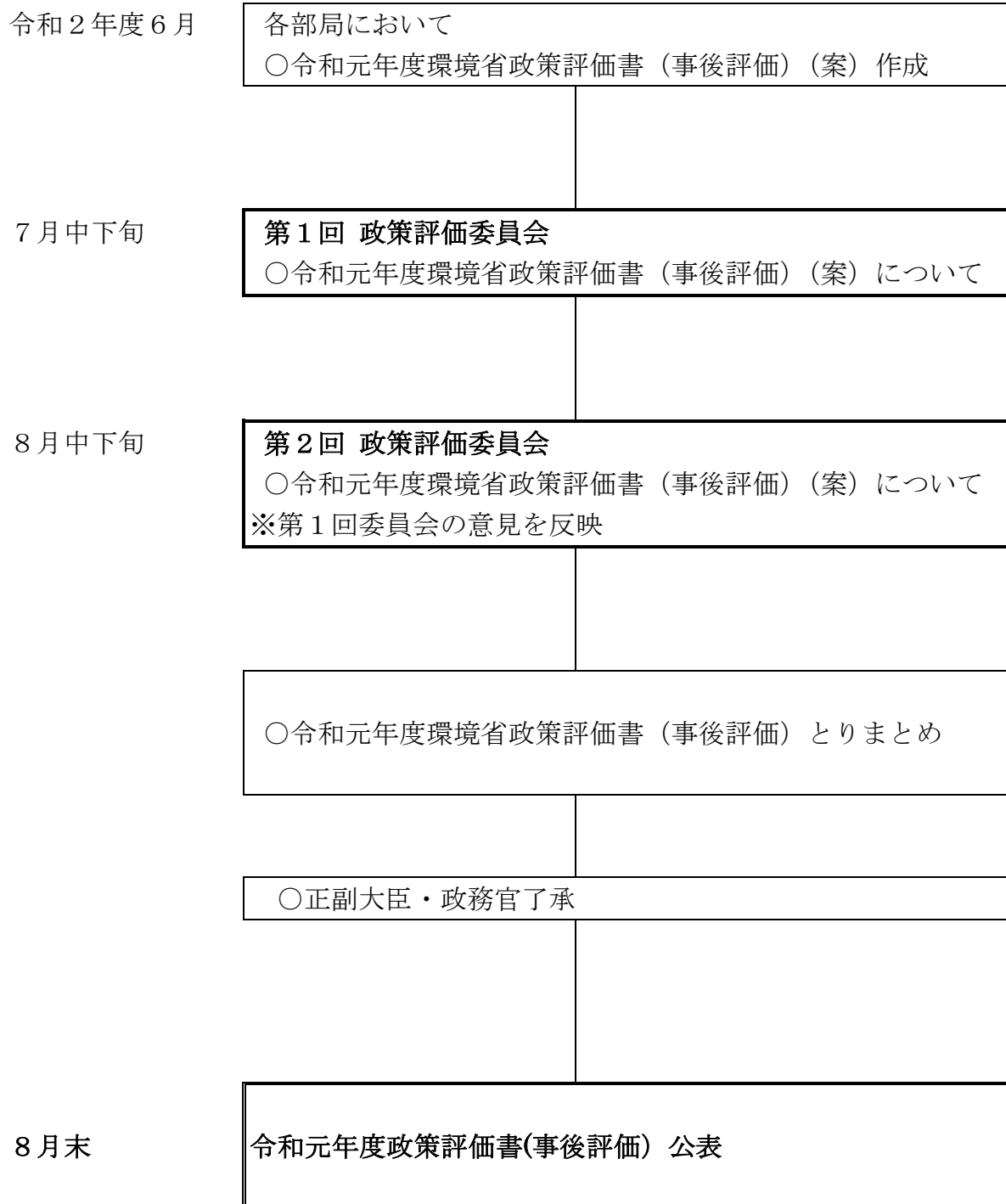
1. 「1. 地球温暖化対策の推進」については、内閣の重要政策としての位置付け、地球温暖化対策への国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度通常の評価を行う。また、「2. 地球環境の保全」については、「1. 地球温暖化対策の推進」を毎年度通常の評価を行っていることを考慮し、おおむね3年度毎に通常の評価を行う。

2. 「3. 大気・水・土壌環境等の保全」から「6. 化学物質対策の推進」までについては、隔年度毎に通常の評価を行う。

3. 「7. 環境保健対策の推進」及び「9. 環境政策の基盤整備」については、上記施策より長期的な視点から、3年度毎に通常の評価を行う。また、「8. 環境・経済・社会の統合的向上」については、地域循環共生圏に向けた取組の重要性を踏まえ、隔年度毎に通常の評価を行う。

4. 「10. 放射性物質による環境の汚染への対処」については、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度通常の評価を行う。

## 令和2年度環境省政策評価に関する予定



平成 14 年 4 月 1 日決定  
平成 18 年 4 月 1 日改定  
平成 20 年 4 月 1 日改定  
平成 23 年 4 月 1 日改定  
平成 28 年 4 月 1 日改定

## 環境省政策評価基本計画

### 1. 環境省政策評価基本計画の位置づけ

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）（以下「法」という。）の第 6 条第 1 項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針の改定」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえて、環境省政策評価基本計画（以下「基本計画」という。）を以下のとおり定める。

### 2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 3. 政策評価の実施に関する方針

政策評価は政策の企画立案・実施を的確に行うことに資する情報を整理し、その情報の政策への適切な反映と政策の不断の見直し・改善を行うことで行政庁がその使命をより効率的に達成し、また、その過程及び結果を公表することで国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものであると位置づけられる。

環境省においては、以下の点に留意して政策評価を実施する。

政策の企画立案・実施を的確に行うためには、施政方針演説等で示された内閣としての重要政策、現在の環境の状況、社会経済情勢、自治体・国民の要請・要望、及び政策の効果等を把握し、それらを基礎として、政策評価の重点化を行うとともに、必要性、有効性又は効率性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な適切な観点から、効率的に自ら評価を行うことが必要である。

政策評価の導入により、政策体系を明らかにするとともに「企画立案（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」という政策のマネジメントサイクルを行政に組み込み、評価の結果何らかの理由で期待通りの成果をあげていないものがあれば、その改善策を検討し、新たな政策の企画立案段階に反映させていくことによって、成果を重視した行政運営、政策の改善を不断に行うこととする。

環境問題は国民一人ひとりの健康と生活に大きな影響を与えるため、環境政策に対する国民の関心は高い。そのため、政策評価の実施を通じて政策の意図とその結果を国民に対してわかりやすく説明し、行政の透明性を確保し、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこととする。

### 4. 政策評価の観点に関する事項

#### (1) 政策評価の観点の基本的な適用の考え方

環境行政は、規制、補助金、経済的手法等様々な施策を組み合わせられており、それぞれの評価手法は業務や施策等の特性によって自ずから異なってくる。

そのため、評価においては評価方式、制度の細部に拘泥し、形式的に統一された均一的で整合性のとれた評価を目指すことよりも、評価の目的に合致した運用を行うことを重視することとする。

評価は政策のマネジメントサイクルを確立し、目標を明確にした行政運営を行うことを目的に、行政活動が適切に行われているかどうか、そしてそれを国民に正しく伝えるにはどのように分析し、評価すればよいのかという視点からなされるべきだからである。

以上の考え方から政策評価の実施にあたっては、評価の対象となる政策の特性、時点・目的に応じて法第3条第1項に規定された必要性、有効性及び効率性等の観点から適当なものを選択する。

## (2) 政策評価の観点

政策評価の実施は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、有効性及び効率性の観点から行う。

必要性：対象とする政策に係る行政目的を国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らしたときの妥当性。

有効性：当該政策に基づく活動により期待される効果と、実際に得られた又は得られると見込まれる政策効果の関係。

効率性：当該政策に基づく投入資源とそれによって得られる政策効果との関係。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性などの観点を加味して適切に評価を行う。

## 5. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握にあたっては、対象とする政策の特性に応じて適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。評価の客観性を担保するためには一般にできる限り定量的な評価を行うことが望ましいが、これが困難である場合は政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策の特性に応じ、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努める。

なお、環境政策の効果は政策の実施による環境の改善の程度により把握されるが、環境政策は関係府省はもとより地方公共団体、事業者、国民等様々な主体の参画の下で実施されている。このため環境政策の改善効果の把握は場合によっては専門的な分析や長時間のデータの集積等を必要とし、把握された改善効果も専門的で一般にわかりにくい場合が多いことから、評価書の作成にあたっては把握された効果がわかりやすいものとなるよう配慮する。

また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあつては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

なお、政策に基づく具体的活動の実施体制が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあつては、当該実施主体に対し、把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

## 6. 法第9条の規定に基づく事前評価の実施に関する事項

### (1) 評価の目的

法第9条の規定に基づき評価が求められる政策については、当該政策により見込まれる効果等を把握することにより、的確・適切な政策の採否、選択に資する情報を提供する見地から評価を実施する。



## (2) 評価の対象

法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とする。

なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努めるものとする。

## (3) 評価の実施

(2)に規定する各政策を主管する課又は室は、当該政策の決定に先立ち、評価を行い、評価書を作成する。その際、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにするとともに、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、別途各政策分野ごとに定める実施要領等による。研究開発に関する事前評価の実施方法については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく「環境省研究開発評価指針」による。規制の新設又は改廃を目的とする政策に関する事前評価の実施方法については、「規制に係る事前評価実施要領」による。

# 7. 事後評価の実施に関する事項

## (1) 評価の目的

省の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的とする。

## (2) 評価の対象

事後評価は、環境省の政策のすべてを対象に行う。

評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別に定める環境省の政策全体を目的・手段関係を基礎に整理した「環境省施策体系」の中で規定する。

なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、税制改正要望を行う単位を対象とする。また、その他の税目関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る）に係る政策についても、評価の対象とするよう努めるものとする。

## (3) 評価の観点・方法

評価は、4(2)をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。

その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。

## (4) 評価の時期

各年度開始後速やかに、前年度までの施策の進捗状況について評価を行う。

## (5) 評価の実施主体

評価は、各施策の主管課・室が実施する。

## (6) 評価の手順

評価対象施策の主管課・室は、当該施策について事後評価を行い、その結果を政策評価室に提出する。政策評価室は、評価結果をとりまとめ、政策評価委員会及び国民の意見を聴いた上で評価書を作成し、公表する。

評価において使用した資料その他の情報がある場合にはその旨を評価書に記載する。

既に公表した評価書の修正等の処理については、適宜対応するものとする。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用等に関する事項

環境政策は、専門的な内容を多く含むと同時に、その影響はしばしば広く国民生活全体に及ぶ。環境政策のこうした性格に鑑み、環境省においては、政策評価に多様な意見を反映するとともにその客観性及び厳格な実施を担保するため、評価の対象及び目的等特性に応じ、学識経験を有する第三者の知見の評価への適切な活用を図ることとする。

特に、事後評価の実施に当たっては、環境政策に関し幅広い知見を有する学識経験者からなる政策評価委員会の助言を得るものとする。

## 9. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。

政策評価室は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。

政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価室の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。

会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局（以下「取りまとめ部局等」という。）は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価室の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。

なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。

## 10. 政策評価に係る情報の公表に関する事項

### (1) 政策評価の評価結果等の公表

政策評価の評価結果等の公表は、政策評価室が次の事項を環境省ホームページに掲載するとともに、政策評価室に備え付けることにより行うものとする。

- ① 評価書
- ② 評価書要旨（事前評価を除く）
- ③ 政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価を除く）

### (2) 公表時期

それぞれの政策評価結果等については、まとめ次第適時に公表するものとする。

## 11. その他政策評価の実施に関する重要事項

### (1) 政策評価の実施体制・組織

#### 1) 政策評価推進会議

政策評価推進会議は、省幹部により構成し、政策評価の適切な実施と結果の活用に関する各局部間の連絡・連携を図るとともに、政策評価の主要事項について決定する。

#### 2) 政策評価室

政策評価室は、環境省の政策評価を担当する組織として次の役割を担うものとする。

- ① 基本計画及び実施計画の策定など政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
- ② 政策所管部局の行う評価に対する助言
- ③ 政策評価の取りまとめ及び公表等、政策評価の総括
- ④ 政策評価を担う人材の養成・確保の推進
- ⑤ 政策評価に係る調査、研究及び開発の推進
- ⑥ 政策評価委員会の運営
- ⑦ 政策評価推進会議の運営

#### 3) 政策評価委員会

政策評価委員会は、環境政策に関し幅広い知見を有する省外部の学識経験者等から構成する。政策評価委員会は次の事務を担う。

- ① 政策評価に対する助言
- ② 政策評価手法の検討

#### 4) 省内各部局の連携

省として政策評価の適切な実施と結果の活用を図るため、政策評価室、政策担当課・室及び取りまとめ部局等は緊密な連絡・連携を図り、必要に応じてヒアリング等を実施する。

### (2) 政策評価に対する外部からの意見・要望等の受け付け

政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、環境省大臣官房政策評価室とする。

政策評価に関する外部からの意見・要望等については、今後の政策の企画立案等に活用することとする。

### (3) 地方公共団体等との連携・協力

実施事務を地方公共団体等が担う場合が多いことに鑑み、評価に必要な資料の収集等にあたっては、当該地方公共団体等にあらかじめ政策効果の把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努め、適切な連携を図るものとする。

### (4) 評価制度等の継続的改善

政策評価はまだ完成されたものではなく、試行錯誤を重ねている状況である。したがって、環境省においても、環境行政に最も適した政策評価システムの確立を究極的な目標として、常に制度の見直しを行い、改善を図る努力を継続し、本基本計画についても必要に応じて見直しを行うこととする。

- 経済産業省及び環境省の審議会の合同会議における取りまとめを踏まえて、2019年12月27日に容器包装リサイクル法に基づいて、改正省令を公布。

## 「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」のポイント

<p><b>1. 対象となる買物袋</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本</u></li> <li>• <u>消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を省令に基づく有料化の対象とする</u></li> <li>• <u>同時に、対象とならない、一定の環境性能が認められる以下の買物袋については、環境価値に応じた価値付け等を進める</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ バイオマスプラスチックの配合率が一定以上の買物袋 (施行当初は配合率25%以上、徐々に高めていくことを求める)</li> <li>➢ 繰り返し使用が可能な厚手の袋 (厚さ50<math>\mu</math>m以上)</li> <li>➢ 海洋生分解性の買物袋 (配合率100%、今後相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る)</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>2. 価格・収益の使途</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本制度の趣旨・目的を踏まえつつ各事業者が<u>自ら決定</u></li> <li>• ガイドライン等で<u>先行事例での効果実績等を提示</u></li> </ul>
<p><b>3. 対象業種</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>あらゆる業種において有料化等による削減努力がなされることが必要</u></li> <li>• <u>既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組も含めて同様の措置を推奨</u></li> </ul>
<p><b>4. 実施時期</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>2020年7月1日から施行</u></li> <li>• <u>前倒して準備を進められる事業者が先駆けて有料化を実施することを併せて推奨</u></li> </ul>
<p><b>5. フォローアップ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>法に基づく定期報告に加え、各事業者・業界の取組状況の自主的な情報発信を推奨</u></li> </ul>

**⇒今後、プラスチック製買物袋の有料化をきっかけとして、消費者のライフスタイル変革を促す**

# プラスチック製買物袋の有料化のあり方について

## 1. 見直しの目的

- 「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日決定)では、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けた。その取組の一環として「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すこととしている。
- このため、プラスチック製買物袋を含む容器包装の使用合理化に係る取組を定める容器包装リサイクル法(以下「法」という。)の枠組みを基本としつつ、省令※の見直し等を通じて、公平かつ実効的な有料化を迅速に実施し、プラスチック製買物袋の使用合理化に向けて国民的理解を醸成していくこととする。

※小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令。現行では、小売事業を行う際には、容器包装の使用の合理化が義務づけられており(法第7条の4第1項)、具体的手段として、①容器包装の有料化、②容器包装を利用しない場合のポイント還元、③マイバツクの提供、④声がけの推進等、のいずれかを行うことが定められている(省令第2条第1項)。今般、プラスチック製買物袋については①を必須とする。それ以外の容器包装(紙袋等)については、引き続き使用の合理化に向けて複数の手段のうちいずれかの対応を行うこととなる。

## 2. 制度改正のイメージ

### (1) 対象となる買物袋

- i) 消費者のライフスタイル変革を促すべく、あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本とする。  
同時に、
- ii) プラスチック資源循環戦略に掲げた基本原則である3R+Renewable の観点から一定の環境性能が認められる、バイオマスプラスチック・紙等の再生可能資源を用いた買物袋、リユースバッグ等繰り返し使用される買物袋、海洋生分解機能が適切に発揮される買物袋への転換を推進する。

- このため、
  - 消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を省令に基づく有料化の対象とする(用途、素材及び形状による特定)。  
同時に、
  - 対象とならない、バイオマスプラスチックの配合率が一定以上(施行当初は配合率 25%以上)の買物袋、繰り返し使用の観点から厚さが 50  $\mu$ m 以上の買物袋、海洋生分解性の買物袋(今後、相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る)についても、環境価値に応じた価値付け等を進めていくことが必要。
- さらに、バイオマスプラスチックへの転換に当たっては、消費者への分かりやすい表示、一定以上のバイオマスプラスチック配合率、更に当該配合率を徐々に高めていくことを求める。
- また、海洋生分解性プラスチックについては、国内企業の技術力は世界トップクラスでありつつも、現時点で技術開発の途上であるため、海洋生分解機能の向上に向けて支援を行っていく。

## (2) 有料化のあり方

- プラスチック製買物袋の価格設定については、サイズ・用途や仕入れ主体・方法などにより、様々なケースが考えられることから、各事業者が消費者のライフスタイル変革を促すという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定するものとする。
- また、プラスチック製買物袋の売上げの使途についても、各事業者が国民的理解を醸成して使用の合理化を図るという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら決定・選択するものとする。
- 以上の参考情報として、先行事例での効果実績等を3. ガイドライン等で事業者  
に提示する。

### (3) 対象業種

- 競争上の不公平を生じないよう、あらゆる業種においてプラスチック製買物袋有料化等による削減努力がなされることが必要であり、既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組も含めて同様の措置が講じられるように推奨する。

### (4) 中小企業・小規模事業者等への配慮

- プラスチック製買物袋を利用する事業者の規模にかかわらず一律に対象とする。
- 他方で、有料化によりプラスチック製の買物袋の使用量が減少し、市場規模が縮小することが見込まれるため、製造事業者への支援策を併せて検討する。

### (5) 実施時期

- 実施に当たっては、システムの変更や買物袋の仕様変更等にかかる準備期間や周知期間も考慮した結果、来年7月1日から一律に施行する。その上で、これに先立ち前倒して準備を進められる事業者が先駆けて有料化を実施することを併せて推奨する。

### (6) フォローアップ

- 実効性の確保に当たっては、法に基づく定期報告により、有料化等の状況やその効果を確認し、必要に応じた勧告、命令、罰則等に加え、各事業者・業界における取組状況の自主的な情報発信等を実施することも推奨する。
- 今後、施行状況を確認しつつ、見直しを行っていく。

## 3. 事業者への周知・国民理解の促進に向けて

- 国は、以下のような取組を通じて、消費者がマイバッグを持参する習慣を根付かせることはもとより、身近なライフスタイル変革の第一歩と捉えて、買物袋以外も含めてプラスチックとのスマートな付き合い方やバイオマスプラスチック等の代替素材への転換に向けた環境価値の理解の促進に努める。
  - プラスチック製買物袋有料化に当たってのガイドラインの策定、各業界・各自治体への説明会等の実施

- ▶ 各種メディア(TV、インターネット等の各種メディアに加え、ポスター、チラシ、レジ前 POP 等を含め)を通じた国民向け周知広報、マイバッグ普及キャンペーン
- ▶ 問い合わせ窓口の設置
- 地方自治体、事業者及び消費者団体は、国の取組も踏まえ、制度の円滑な実施に寄与するべく、各々の立場から自ら役割を果たすことが望まれる。

<プラスチック資源循環戦略の更なる具体化に向けて>

- 今般のプラスチック製買物袋の有料化は、「プラスチック資源循環戦略」に掲げた取組の具体化を進める上での第一歩であり、速やかに実現を図るべきものである。
- 今後、プラスチック資源循環の更なる高度化に向けて、取組の一層の具体化を図るべく、来年以降、順次検討を開始していく。